(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 5 月 28 日

東京都知事 殿

提出者

住 所 新潟県長岡市喜多町1078番地1

氏 名 株式会社 中越興業 代表取締役社長 細川 一彦

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0258-27-0711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	都内各所(八王子市を除く)
事	業場の所在地	都内各現場(八王子市を除く)
計	画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該	亥事業場において現に行	テっている事業に関する事項
	①事業の種類	総合工事業
	②事業の規模	元請完成工事高 14,997,479 千円(前年度実績)
	③従 業 員 数	151人
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	別紙1のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業原	廃棄物の処理に係る管	管理体制に関する事項		
	(管理体制図)			
	別紙2のとおり			
~ 業	廃棄物の排出の抑制に	- 問 - 大 東 佰		
生木	光光10//2月17日/2月1日 (【前年度(令和5年度)	字结▮	
		産業廃棄物の種類	孝 稱】 建設汚泥	 廃プラスチック類
		排出量	926. 86 t	1.75 t
		(これまでに実施した)	I 取組)	
	①現状	① 産業廃棄物の適正処理の規制を遵守するとともの規制を遵守するととも② 発生した廃棄物は、予票に従って適正に処理す確に管理する。	に、行政の環境施策に 建設廃棄物処理委託契約	協力する。 D書・マニフェスト伝
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
		排 出 量	466.53 t	1.50 t
	②計画	(今後実施する予定の) 上記、記載事項の徹底		
産業	廃棄物の分別に関する	事項		
	D現状		乗物の種類及び分別に関 の再資源化に関する法律に	
	2計画		産業廃棄物の種類及び分 ・基本とした上で、なる・	

		5年度)	美績】 			T			Γ
産業	廃棄物⊄)種類	金属くず			ガラス陶磁器等くず	コンクリート片		廃アスファルト
排	出	量		5. 65	t	0.75 t	162. 39	t	538. 80
_									
【目標】									
	廃棄物の)種類	金属くず			ガラス陶磁器等くず	コンクリート片		廃アスファルト

座 兼	廃棄物の	つ種類	レンガ破片など		紙くず		木くず			建設混合廃棄物
排	出	量	842. 16	t	5. 4	0 t		6. 33	t	23. 79
【目標】					T					
	廃棄物 <i>0</i>)種類	レンガ破片など		紙くず		木くず			建設混合廃棄物
)種類 量	レンガ破片など 531. 71	t	紙くず 5.0	0 t	木くず	6.00	t	建設混合廃棄物 20.00

自ら	行う産業廃棄物の再生	上利用に関する事項									
		【前年度(令和5年度)	実績】								
		産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類							
	①現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t							
	① 光小	(これまでに実施した)	取組)								
		特に実施していない。									
		【目標】									
		産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類							
	②計画	自ら再生利用を行う 産業廃乗物の量	- t	- t							
		(今後実施する予定の)	取組)								
		実施予定なし。									
自ら	 う行う産業廃棄物の中間処理に関する事項										
		【前年度(令和5年度)	実績】								
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類								
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t							
	①現状	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t							
		(これまでに実施した)	取組)								
		特に実施していない。									
		【目標】									
		産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類							
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t							
	②計画	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t							
		(今後実施する予定の)	取組)								
		実施予定なし。									

(第3面)-2自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】 産業廃棄物の種類 金属くず ガラス陶磁器等くず コンクリート片 廃アスファルト 自ら再生利用を行った t t t t 産業廃棄物の量 【目標】 産業廃棄物の種類 ガラス陶磁器等くず 金属くず コンクリート片 廃アスファルト 自ら再生利用を行う t t t 産業廃棄物の量 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】 産業廃棄物の種類 金属くず ガラス陶磁器等くず コンクリート片 廃アスファルト 自ら熱回収を行った t t t 産業廃棄物の量 自ら中間処理により減 t t t 量した産業廃棄物の量 【目標】 産業廃棄物の種類 金属くず ガラス陶磁器等くず コンクリート片 廃アスファルト 自ら熱回収を行う t t t t 産業廃棄物の量 自ら中間処理により減 t t t t 量する産業廃棄物の量

(第3面)-3 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】 産業廃棄物の種類 レンガ破片など 紙くず 木くず 建設混合廃棄物 自ら再生利用を行った t t t t 産業廃棄物の量 【目標】 産業廃棄物の種類 レンガ破片など 紙くず 木くず 建設混合廃棄物 自ら再生利用を行う t t t 産業廃棄物の量 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】 産業廃棄物の種類 レンガ破片など 紙くず 木くず 建設混合廃棄物 自ら熱回収を行った t t t t 産業廃棄物の量 自ら中間処理により減 t t t 量した産業廃棄物の量 【目標】 紙くず 木くず 産業廃棄物の種類 レンガ破片など 建設混合廃棄物 自ら熱回収を行う t t t t 産業廃棄物の量 自ら中間処理により減 t t t t 量する産業廃棄物の量

自ら行う産業廃棄物の埋				
	【前年度(令和5年度)	実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥		廃プラスチック類
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	-	t	- t
	(これまでに実施した! 特に実施していない。	汉組)		
	【目標】			
	産業廃棄物の種類	建設汚泥		廃プラスチック類
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃乗物の量	-	t	- t
産業廃棄物の処理の委託	実施予定なし。 に関する事項			
	【前年度(令和5年度)	実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥		廃プラスチック類
	全処理委託量	926. 86	t	1.75 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	_	t	1.75 t
①現状	再生利用業者への 処 理 委 託 量	926. 86	t	1.75 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	-	t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	_	t	- t
	(これまでに実施した! 委託基準に従って産業 る契約を実施している。		る業	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

産業廃棄物の種類	金属くず		ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	_	t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず		ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	廃アスファルト
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃乗物の量	ı	t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

j	産業廃棄物の種類	金属くず		ガラス降	磁器等くず		コンクリート片		廃アスファルト	
	全処理委託量	5.	.65 t		0.75	t	162. 39	t	538. 80	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	5.	. 65 t		0.75	t	0.74	t	-	t
	再生利用業者への 処理委託量	5.	. 65 t		0.75	t	162. 39	t	538. 80	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	-	- t		-	t	-	t	-	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	-	- t		_	t	_	t	_	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

	2 4.012			
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	紙くず	木くず	建設混合廃棄物
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	紙くず	木くず	建設混合廃棄物
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃乗物の量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など		紙くず		木くず		建設混合廃棄物	
全処理委託量	842. 16	t	5. 40	t	6. 33	t	23. 79	t
優良認定処理業者 への処理委託量	2. 96	t	5. 40	t	6. 33	t	23. 79	t
再生利用業者への 処理委託量	835. 16	t	5. 40	t	6. 33	t	23. 79	t
認定熱回収業者 への処理委託量	ı	t	ı	t	-	t	-	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	_	t	_	t	-	t	_	t

(第5面)

-		(第5面	前)							
		【目標】								
	②計画	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類						
		全処理委託量	466.53 t	1.50 t						
		優良認定処理業者 への処理委託量	- t	1.50 t						
		再生利用業者への 処理委託量	466. 53 t	1.50 t						
		認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t						
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t						
		(今後実施する予定の取組) ・可能な限り、優良認定処理業者から委託先を選定する。 ・頻繁に委託する処理業者とは年間契約を結び、必要な時のみ現場単位で契約を結ぶ。 ・再生利用が可能な廃棄物については、再生利用業者への処理を委託する。 ・処分状況等はマニフェスト伝票等で確認し、記載不備・不明な点があったら、運搬業者・処分業者に問い合わせ明確にする。								
※ 事	耳 務処理欄									

(第5面)-2

(第3回)—2									
【目標】									
産業廃棄物の種類	金属くず		ガラス陶磁器等くず	コンクリート片		廃アスファルト			
全処理委託量	5.00	t	0.50 t	150.00	t	411.10	t		
優良認定処理業者 への処理委託量	5. 00	t	0.50 t	0.00	t	-	t		
再生利用業者への 処理委託量	5. 00	t	0.50 t	149. 40	t	411. 10	t		
認定熱回収業者 への処理委託量	-	t	- t	-	t	-	t		
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	_	t	- t	_	t	_	t		
-	•			*		<u> </u>			

(第5面)-3

(第3回) — 3										
【目標】										
産業廃棄物の種類	レンガ破片など		紙くず		木くず		建設混合廃棄物			
全処理委託量	531.71	t	5.00	t	6.00	t	20.00	t		
優良認定処理業者 への処理委託量	0.01	t	5. 00	t	6.00	t	19. 98	t		
再生利用業者への 処理委託量	531.71	t	5.00	t	6.00	t	19. 98	t		
認定熱回収業者 への処理委託量	-	t	-	t	-	t	-	t		
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	-	t	_	t	-	t	_	t		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまで の一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【別紙1】 産業廃棄物の処理の一連の処理工程図

〇産業廃棄物の一連の処理の工程

がれき類(コンクリートくず)

・再生処理業者へ委託 ⇒ 原料として再資源化(一部最終処分[埋立]へ)

がれき類(アスファルトくず)

・再生処理業者へ委託 ⇒ 原料として再資源化

混合廃棄物

・中間処理業者へ委託 ⇒ 破砕・粉砕処理(一部最終処分[埋立]へ)

廃プラスチック類

・再生処理業者へ委託 ⇒ 原料として再資源化

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

・中間処理業者へ委託 ⇒ 原料として再資源化(一部最終処分[埋立]へ)

金属くず

・再生処理業者へ委託 ⇒ 原料として再資源化

汚泥

・中間処理業者へ委託 ⇒ 脱水、再資源化

紙くず

·中間処理業者へ委託 ⇒ 破砕·粉砕処理

木くず

・中間処理業者へ委託 ⇒ 払い・粉砕処理

